

平成 28 年度 糸魚川市都市計画審議会 会議録

日	平成 29 年 3 月 23 日	時間	10:00~11:20	場所	市役所 203・204 会議室
件名	<p>議事</p> <p>議案第 1 号 糸魚川都市計画ごみ焼却場の変更（糸魚川市決定）について</p> <p>議案第 2 号 糸魚川都市計画汚物処理場の変更（糸魚川市決定）について</p> <p>報告事項</p> <p>糸魚川市都市計画マスタープランの改定、糸魚川市立地適正化計画の策定について</p>				
出席者（敬称略）	<p>1 出席者（13 人）</p> <p>猪又史博 中出文平 堀口裕子 柳音松 西野正 大滝豊 村下剛（代理出席） 三木公一 伊井一夫 木島和子 小嶋ます子 樋口一二三 平野拓二</p> <p>2 欠席者（1 人） 中村実</p> <p>3 市職員（11 人）</p> <p>米田市長（答申時） 織田副市長（諮問時） 齋藤産業部長 建設課：見邊課長 穂苅補佐 五十嵐係長 室橋主査 環境生活課：五十嵐課長 清掃センター：大久保センター長 中村係長 橋場主査</p> <p>4 都市計画マスタープラン改定、立地適正化計画策定受託業者（2 人）</p> <p>5 傍聴者 2 人</p>				
会議要旨	<p>1 開会（10:00）</p> <p>2 副市長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 諮問</p> <p>糸魚川都市計画ごみ焼却場の変更（糸魚川市決定）について</p> <p>糸魚川都市計画汚物処理場の変更（糸魚川市決定）について</p> <p>織田副市長から都市計画審議会会長へ諮問</p> <p>5 議事</p> <p>議案第 1 号 糸魚川都市計画ごみ焼却場の変更（糸魚川市決定）について</p> <p>議案第 2 号 糸魚川都市計画汚物処理場の変更（糸魚川市決定）について 一括審議とする</p> <p>■説明</p> <p>【事務局】 ごみ焼却場、汚物処理場等は、都市計画に定める都市施設であり、建築基準法により都市計画区域内に建築する場合には、都市計画でその敷地の位置を決定しておく必要がある。今回変更する 2 件の都市施設については、姫川左岸の河口付近において隣接して立地している。</p> <p>ごみ焼却場については、平成 32 年 3 月の運転管理業務委託契約終了以降、維持管理・修繕費用の増大が予測される中で平成 23 年度から検討委員会による検討を重ね、新しい施設を建設することとしたため、その敷地の面積を変更する都市計画の変更を行いたいものである。</p> <p>新しい施設の位置については、現在の収集運搬経路の見直しが不要であり、周辺環境に対する新たな影響が少なく、関連施設との一体的な利活用を継続できることから、現施設の南側が最適と判断したものである。</p>				

施設の区域については、現施設を稼働させながら新施設を建設するにあたり、現施設南側に確保していた建て替え用敷地では不足するため、隣接する汚物処理場の区域の一部を活用したいものである。

また、規模については、新施設の稼働開始以降のごみ量が最も多いと予測される平成32年度の量を計画処理量として施設規模を算定している。

汚物処理場については、公共下水道や浄化槽の普及などにより搬入量が減少しており、平成27年3月に作成したし尿処理施設適正化基本設計の中で、今後は現在の施設・設備を改造し、隣接する青海浄化センターに前処理したし尿を放流する施設として活用することが最適とされたところである。

そのため、位置については当面の間変更する予定が無く、規模及び区域については基本設計上の目標年度である平成42年度までは現施設の増築等の予定も無く、またその後の施設更新が必要となる際にも、小規模施設となるため今回の変更区域を使用する予定が無いことから、新しいごみ焼却場の敷地として活用することが適当と判断したものである。

新しいごみ処理施設建設に係る生活環境影響調査の結果については、環境保全対策を講じた上で、全ての調査地点、調査項目において保全目標値を満足し、周辺環境に影響を及ぼさないものと評価されている。

平成26年12月から近隣地区住民への説明を重ねて行い理解を得るとともに、昨年12月からは都市計画の変更に必要な手続きを進めており、本日の審査会で認められれば県知事への書面協議を経て都市計画変更の決定告示を行う予定である。

なお、新しいごみ焼却施設は平成32年4月の稼働開始を目指しているところである。

ごみ焼却場で追加する区域の面積を汚物処理場の区域から削除するという一方で、隣接する2つの敷地全体では、区域の位置や面積に変更は生じないが、用途の異なる2つの都市施設としてそれぞれに都市計画に定めていることから、2件の都市計画変更案となっているものである。

■ 質疑応答

【委員】 2件の施設の用地は市有地か、それとも借地か。

【事務局】 敷地については借地である。

【委員】 将来的には施設の更新も必要であるが、土地所有者からは将来にわたって借り続けられるような了承は得られているのか。

【事務局】 借地契約については今回10年間の更新をさせてもらっており、所有者からは将来的な部分も理解を得た上で借地させていただいている。

【委員】 し尿処理場施設の改造スケジュールはどうなっているか。

【事務局】 平成28年度に施設改修、平成29年度に浄化センターへ繋ぎこむ工事を行い、平成30年度から供用開始となる予定である。

【委員】 下水道側としての計画変更は終わっているのか。

【事務局】 今回の計画にあたり、し尿処理施設と下水処理施設を接続することについて、建築的に一体とみなされることになれば都市施設としての変更が必要となるが、確認した結果、パイプラインで接続するだけではそれぞれ独立した建築物のままであるということであり、また、し尿処理施設の改造後は前処理で希釈するだけとなるが、それでも汚物処理施設という位置付けは変わらないという2つの点から、下水処理施設の都市計画の

変更は必要ないという結論である。

【委員】 現在の下水道施設の処理能力で、今後前処理したし尿を受け入れても対応は可能なのか。

【事務局】 現在浄化センターでは増設工事も行っており、下水道担当と協議する中で、今後し尿を受け入れても充分対応できる能力があるということでこのような計画としたところである。

【委員】 老朽化してきたときの悪臭の調査、対応は大丈夫なのか。

【事務局】 以前、施設工事に伴い投入する扉を開けたりした際に若干悪臭漏れがあったが、現在は消臭薬剤を投入しており、悪臭はほとんど無い状況であり定期的にパトロールも行っている。新施設の建設に伴う悪臭については問題ないという環境調査結果が出ているが、定期的なパトロールや、近隣住民からの通報に即応できる体制を整えて維持管理に努めていきたいと考えている。

【委員】 その他の質問等はなし

(議案第1号・議案第2号は承認された)

6 報告事項

糸魚川市都市計画マスタープランの改定、糸魚川市立地適正化計画の策定について

■説明

【事務局】 まず、都市計画マスタープランの見直しについて説明する。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後10年間の都市計画の方針を定めるものであり、上位計画に即し、関連計画との整合を図りつつ、住民意向を十分に反映させながら策定し、このプランに基づいて個別の都市計画を決定することになる。

今回の見直しの目的については、平成19年の策定から10年が経過する中で、北陸新幹線の開業や、それに関連する都市計画道路の供用が開始されたことによる交通体系の変貌をはじめとする、時代の変化に対応するために見直しを行いたいものである。

立地適正化計画策定の背景については、拡散した市街地において今後急激な人口減少が見込まれており、居住者の生活を支えるコンパクトなまちづくりが求められるようになったものである。

計画の内容については、都市計画区域を対象とし、持続的な都市経営が可能となるよう、その中に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めるものである。

居住誘導区域とは、人口が減少する中でも一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域である。

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらのサービスの効率的な提供を図る区域である。

そして、これらの区域を鉄道・バス等の公共交通で結び、生活利便性を確保するものである。

なお、都市機能誘導区域は原則として居住誘導区域の中に定めることとされており、また各区域外に現存する都市機能や住宅に対して、新たに規制をかけたり移転を求めたりす

るものではない。

この計画に期待される効果としては、まちなかに一定の人口密度を維持することにより、市民の暮らしやすさを維持できること、また都市中心部が活性化し、交通ネットワークでつなぐことにより、都市全体の活性化につながることで、まとまりのある市街地を形成することにより、公共施設の計画的な配置・運営が行われ、行政コストの低減がはかれること、などが挙げられる。

計画の位置付けについては、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画に即し、関連計画と連携して具体的な施策を進めるためのマスタープランである。

計画策定の目的としては、持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するためであり、人口減少・少子高齢化社会への対応、まちなかの空洞化対策、持続可能な交通ネットワークの構築、効率的・持続的な都市経営への転換などの方針により策定し、様々な誘導施策をもって都市機能や居住の長期的な誘導、集約を図るものである。

都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定のスケジュールについては、今後、今年8月に策定する復興まちづくり計画等の内容の反映、修正を行い、その後に素案の策定や誘導施策の検討、関係機関や住民との合意形成、この都市計画審議会への報告を行いながら、平成30年度末の見直し、策定の完了を目指している。

■ 質疑応答

【委員】 都市計画マスタープランの位置付けのところで、関連計画として国土利用計画が挙げられているが、本来、都市計画マスタープランは国土利用計画に即さなければならないことになっているため、総合計画の下に国土利用計画があり、その下に都市計画マスタープランがあるという表に直しておいた方がよい。

糸魚川市は5年くらい前に県内では先行して国土利用計画を作っているもので、きちんと位置付けておくことが大切だと思う。

【事務局】 そのとおりであり、位置付けを正確にとらえなければならなかった。ご指摘いただき感謝する。

【委員】 策定工程表では、策定委員会の後に当審議会が予定されているようだが、策定における当審議会の位置付けはどのようになるか。

【事務局】 都市計画マスタープランについても、立地適正化計画についても、都市計画審議会の意見を十分に聞きながら策定していく必要がある。お示したスケジュール表では現時点の素案を示してあるが、策定委員会からも都市計画審議会からも十分に意見を聞く必要があるので、策定する中で両方の意見をうまく取り入れられるように調整しながら進めていきたい。現時点でこのスケジュールで決定というわけではないので、状況をみて審議会の開催案内をさせてもらいたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

【委員】 その他の質問等はなし

7 答申

都市計画審議会会長から米田市長へ答申

8 閉会 (11:20)